

アメリカの核戦略と日本の役割

新原 昭治

1. ブッシュ政権の核戦略がめざす危険な方向

▽2002年の「核態勢見直し」に見る露骨な核先制攻撃戦略

▽米統合参謀本部の「統合核作戦ドクトリン」改定作業の方向

2. 同盟国を核使用戦略の拠点にする政策の今日的展開

▽ヨーロッパにおける現在の米核爆弾の配備と使用計画

▽アメリカの軍事同盟政策における核兵器の位置

▽核兵器使用を嫌悪する国際世論とアメリカの矛盾

3. アメリカの核戦略における日本の役割

▽NATO並みの核貯蔵基地にする計画を狂わせた日本の世論

▽1960年の日米安保条約改定の核密約とその役割

▽非核3原則を「国是」と言わせた世論と、その裏をかく執拗な動き

むすび

核兵器使用の加害国にさせない決意を国民的意識に

□ブッシュ政権と政権周辺のシンクタンクによる核先制使用想定状況

(1) 2001年1月、全米公共政策研究所(所長=キース・ペイン)の報告書『米核戦力と軍備管理の原理と要件』

★核兵器使用が必要となる事例として、5つの状況を想定

①米国が通常戦争で地域大国を打ち負かしつつあるさい、相手が大量破壊兵器の使用へエスカレートするのを抑止するため

②地域大国または勃興しつつある世界的規模の大国が、米国などに大量破壊兵器や大規模な通常兵器による攻撃をおこなうのを抑止するため

③通常戦争で米軍などが戦時の壊滅的敗退を防ぐため

④戦時の目標支援などのため他の手段では達成できない標的破壊をおこなうため

⑤超大国としてのアメリカの威信を表明するため

(2) 2002年1月、米国防総省が議会に送った「核態勢見直し」秘密報告

★核兵器使用計画の具体化が必要な場合として、5つの事態を指摘

・相手から核兵器・生物兵器・化学兵器の攻撃を受ける脅威が現に存在している場合、それが疑われる場合

・米軍が化学兵器・生物兵器をその毒素も含め不能化しようとする場合

・米軍が(想定外の)驚くべき軍事状況の展開に直面した場合

・通常兵器による攻撃に耐え抜いた敵の標的(たとえば地下深くつくられた掩蔽陣地とか生物兵器施設など)を破壊しようとする場合

・移動する標的や位置を変える標的を破壊しようとする場合

(3) 2005年3月15日付、米統合参謀本部作成『統合核作戦ドクトリン』最終調整版

★戦域核兵器を使用することになるかもしれないとして、8つの状況を例示

(a) 米軍や多国籍軍、同盟国軍、一般市民に敵が大量破壊兵器を使用し、あるいは使用を企てている場合

(b) 敵の生物兵器使用が差し迫っていて、核兵器だけがそれを安全に破壊する効果をあげうる場合

(c) 化学兵器・生物兵器を貯蔵する大量破壊兵器用の地下深部の堅牢な壕を含む敵の施設を攻撃したり、米国や友好国・同盟国への大量破壊兵器攻撃をおこなうための敵の指揮・管制施設を攻撃する場合

(d) 圧倒的に強力な敵の通常戦力に対抗する場合。移動目標や地域一体を目標とする場合(軍の集結)を含む

(e) 米国に有利な条件で迅速に戦争を終結させようとする場合

(f) 米軍や多国籍軍の作戦を確実に成功させようとする場合

(g) 敵を脅して大量破壊兵器を使用させないために、米国が核兵器を使うという意図と能力を誇示する場合

(h) 米軍、多国籍軍、一般市民を相手に、敵が供給した大量破壊兵器を敵の代理者(サロゲート)が使用するのに対抗する場合

□ヨーロッパにおける現在の米核爆弾の配備(貯蔵)の状況

B61核爆弾の配備基地と貯蔵数 (2005年初め現在)

核爆弾最大

国	基地	米軍用	同盟軍用	計	貯蔵可能数	地下貯蔵庫数
イギリス	レイクンヒース英基地	110	0	110	132	(33)

ドイツ	ラムシュタイン	90	40	130	220	(55)
	ビュッヘル	0	20	20	44	(11)
	ネルヴェニツヒ	0	0	0	44	(11)
イタリア	アヴィアノ	50	0	50	72	(18)
	ゲディトレ	0	40	40	44	(11)
トルコ	インジルリク	50	40	90	100	(25)
	アキンチ	0	0	0	24	(6)
	バリケシル	0	0	0	24	(6)
ベルギー	クライネブログル	0	20	20	44	(11)
オランダ	フォルケル	0	20	20	44	(11)
計		300	180	480	816	(204)

典拠：米天然資源保護協会（NRDC）の報告書『ヨーロッパの米核兵器』2005年2月発表（ハンス・クリステンセン執筆）

□1960年1月6日調印の日米両政府間の核持ち込み黙認の秘密取り決め

★ 日米安保条約「討論記録」（レコード・オブ・ディスカッション）【全文】

1、条約第6条の実施にかんする交換公文案に言及された。その実効的内容は、次のとおりである。

「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第5条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。」

2、同交換公文は、以下の諸点を考慮に入れ、かつ了解して作成された。

A 「装備における重要な変更」は、核兵器及び中・長距離ミサイルの日本への持ち込み（イントロダクション）並びにそれらの兵器のための基地の建設を意味するものと解釈されるが、例えば、核物質部分をつけていない短距離ミサイルを含む非核兵器（ノン・ニュークリア・ウェポンズ）の持ち込みは、それに当たらない。

B 「条約第5条の規定に基づいて行なわれるものを除く戦闘作戦行動」は、日本国以外の地域にたいして日本国から起こされる戦闘作戦行動を意味するものと解される。

C 「事前協議」は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来（エントリー）、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り（エントリー）にかんする現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更の場合を除く。

D 交換公文のいかなる内容も、合衆国軍隊の部隊とその装備の日本からの移動（トランスファー）にかんし、「事前協議」を必要とするとは解釈されない。